



日・EUビジネス・ラウンドテーブル
日・EU両政府への提言

2011年4月28 - 29日 ローマ

ワーキング・パーティ A
貿易・投資と規制における協力

ワーキング・パーティ・リーダー

欧州ビジネス協会
トミー・クルバーグ会長

日産自動車(株)
川口 均常務

ビジネス・ヨーロッパ
フィリップ・デュバック専務理事

地球産業文化研究所
福川 伸次顧問



日本およびEUの産業界から 両政府に対する提言

WP-A / # 01 / EJ to EJ 日・EU 経済関係の強化

日本とEU合わせて、世界の国内総生産(GDP)の3分の1以上を占め、世界貿易の22.4%を占めている。しかし、EUの対日輸出額は日本のGDPの2%にも満たない。これはEUの他の貿易相手国と比べて非常に低い数字である。このことは、EUにとって日本が貿易市場として大きく成長する可能性があることを示している。

現行の10カ年行動計画(2001～2011年)には、日欧規制改革対話のように、両者の事業環境を改善し二国間貿易を発展させることを目的とする、強制力を持たないプログラムがあるが、わずかな成果しか上がっていない。貿易・投資の大きな成長の機会が利用されずに残っているのである。

2010年の日・EUビジネス・ラウンドテーブルでは、EU・日本間の貿易・投資の野心的な拡大を促進するために、適正な条件が満たされたことに日・EU両政府が合意し次第早急に、バランスのとれた双方に有益な二国間通商協定の交渉を開始するよう提言している。ワーキング・パーティーAは、貿易や投資を阻む障壁を排除するためにも交渉開始を要請する。こうした障壁の排除には、基準・製品認証の整合化、製品認証の相互承認の推進、製品の輸入・販売・使用の申請手続きに関する規則を可能な限り相互承認するなど、貿易上の課題に幅広く取り組む必要がある。この他にも、競争ルール、サービス、調達、投資ルール、知的財産および産業財産の保護、原材料に関する協力などの分野にも取り組むべきである。

WP-A / # 02 / EJ to EJ 保護主義と闘うための WTO ドーハ開発アジェンダへの支持

世界経済は再び成長しつつあるが、保護主義のリスクは高い状態が続いている。ワーキング・パーティーAが懸念しているのは世界の不均衡と通貨の激しい変動であるが、こうした状況のせいで、世界各国は通貨市場への介入実施や、あるいは通貨切り下げという一見したところ伝統的な手法と思える形での資本規制の実施を迫られている。また、消費者物価の高騰により、世界各国は、食料と原材料を確保するために極めて介入主義的な政策をとらざるをえない状況に追い込まれている。そのうえ、輸出規制も増加する一方である。

2010年に韓国で開催されたG20首脳会議はWTOドーハ・ラウンドに新たな弾みを与え、ジュネーブにおいて専門交渉が再開されている。パルカル・ラミーWTO事務局長は、2011年12月15～17日にジュネーブにおいて次回WTO閣僚会議が開催されることを鑑み、2011年に「最終カウントダウン」を開始するよう要請している。野心的な結論を早急に導き出すために、交渉の行き詰まりを打破しなければならない。

ワーキング・パーティーはEU・日本両政府に対して、両者が共同でさらに野心的な成果を達成するための取り組みを強化するよう提言する。EU・日本両政府は、米国など他のパートナーとともに主要新興国（特にブラジル、インド、中国）と協議し、産業およびサービスに関して、成長を続ける新興国の経済力を反映した市場アクセスが確保されるようにすべきである。これについては、中国、インド、ブラジルなどが世界経済危機の最中にも競争力を高め、貿易市場におけるシェアを拡大してきたことに注意しなくてはならない。市場アクセスの改善は、今後の貿易交渉を待たずドーハ・ラウンドで達成されるべきである。

工業製品に関する合意案（非農業産品市場アクセス(NAMA)に関する2008年12月の文書）は、成長と開発を一層支持するように改善されるべきである。現在の基本合意案（モダリティ）では、新興国のコミットメントは非常に少なく、対象外となっているケースが非常に多い。物品（化学品、機械、電子・電気製品）における関税・非関税に関する具体的な分野別合意、外国株の制限撤廃を含むサービスに関する合意、およびクリーン技術の貿易円滑化に関する合意（再生可能エネルギーや省エネルギー製品が対象。ただし、分野が明確かつ差別のない形で限定できる場合に限る）はいずれも、一層野心的なドーハ・ラウンドの成果の一部とすべきである。日本もEUも、原材料の供給を国外に依存していることを考慮すると、輸出制限に関する規律強化についても賛成を強く主張すべきである。またEUと日本はWTOの枠組み内で並行して行動を起こすことも検討すべきである。貿易円滑化パッケージなどがその一例であろう。野心的かつ拘束力のある貿易円滑化協定なら、先進国と途上国の貿易円滑化や輸出入業者のコスト削減に大いに役立つと考えられる。

現行の多国間政府調達協定(GPA)の主要貿易相手国による改訂においても、EUと日本は、GPA規則の根拠ない適用免除・適用制限の禁止を強く求めるべきである。

WP-A / # 03 / EJ to EJ 新グローバル・スタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化

1. ワーキング・パーティーは、両政府に対して、可能な限り製品の国際基準と認証手続きを採用し、基準・製品認証の整合化や製品認証の相互承認を推進し、建築資材、有機製品、化粧品、医療機器、動物用医薬品、自動車、加工食品などの分野における製品の輸入・販売・使用の申請手続きに関する規則を可能な限り相互認証するよう要請する。
2. ワーキング・パーティーは、国際的に特許制度を調和させること、特許制度を合理化することの重要性を認識している。その実現は、技術革新の促進、コスト削減、法的な確実性を高めることにつながる。日・EUの関係当局はこの取り組みで主導的な役割を果たすべきである。
3. 日・EU両政府は、省エネルギーとそれに関連したラベル表示規則、炭素排出量（削減）計画については、問題の性質や、企業および社会全体にとっての重要性を鑑みて、制度の調和に向けて努力すべきである。

4. 認定事業者(AEO)の相互承認協定が2010年6月に日本とEUの間で合意されたが、それにとともに、AEOにさらに具体的なメリットが与えられるようにするために、日・EU両政府は規制面で一層の協力を図るよう努めるべきである。例えば、日本で認定事業者の資格を得た事業者については、その子会社はEUでも認定事業者の資格が認められるようにすべきであり、また逆に、EUで認定された事業者の子会社も日本で認定事業者として認められるようにすべきである。
5. 日本・EU両政府は、RFIDや生体認証技術のような新技術の実用化開発における日・EU間の枠組みを確立すべきである。こうした枠組みが確立されれば、日本とEUの企業同士の相互協力が可能になり、協力体制が強化されるとともに、新たな国際標準の推進とその普及につながる。
6. 日本・EU両政府は、サプライチェーンのセキュリティ確保と運用効率の向上に寄与するモデルとなる、情報通信技術(ICT)利用を普及させるべきである。例えば、RFIDタグ、センサー、生体認証技術、UCR個別貨物識別番号などの技術は、国際サプライチェーンのセキュリティを向上させ、可視性を高めることができる。
7. 欧州委員会および日本政府は「ICT for Energy Efficiency Forum (ICT4EEフォーラム)」を支援すべきである。フォーラムに積極的に参加し、成果の宣伝普及に努めて、世界協力を推進すべきである。
8. 欧州委員会と日本政府は、特定の健康増進食品・健康機能性食品の定義と基準を設定するCODEX (FAO/WHO合同食品規格委員会)において国際協調が実現されるよう協力すべきである。

WP-A / # 04 / EJ to EJ 迅速な事業展開の支援

1. 社会保険料（保険料の二重払いをなくす）：

2010年、日本とEU加盟国の間でさらに協定が締結されたのに続き、現在もさらに複数の協定が検討されていることを、ワーキング・パーティーは歓迎する。しかし、日本およびEU加盟国は社会保障協定のネットワーク拡大のためにさらに努力すべきである。さらに暫定措置として、受入国による片務的な年金掛け金の免除、あるいは帰国時の年金掛け金の全額払い戻しを実施すべきである。

2. 個人情報保護制度：

個々の企業にとって個人情報保護の究極の目的は、信頼できる費用効果の高い個人情報保護システムを、企業グループレベルで導入・実施し、グループ内での国境を超えた自由な情報の流れを確保することだとワーキング・パーティーは考える。この目的達成のためには、各国の法制度がばらばらな法的要件を課してその実現を妨げるのではなく、むしろそれを推進するような法制度が求められる。

日・EU間でそのようなビジネス環境を実現するため、日本政府は、消費者委員会に設置された個人情報保護専門調査会で現在進行中の検討において——この調査会では法律自体の改正が検討される可能性があるが——個人情報保護の国際的側面、とりわけEUの個人情報保護指令Directive 95/46/ECの下では日本は個人情報保護の十分な水準が確保されていないという問題に十分留意すべきである。そのうえで、日・EU両政府は、上述のEU個人情報保護指令に基づいて、個人情報保護の一定の水準を確保する手続きに、可能な限り早急に着手すべきである。

こうした取り組みと並行して、日・EUの関係当局は、第三国および国際機関との協力強化により、国際的な制度の構築に向けた対話を開始すべきである。制度が構築されたあかつきには、世界の情報保護体制は緊密に連携することとなり、グローバル企業はどれかひとつの保護基準を満たせば個人情報を世界中に転送することができる。

さらに、日・EUの関係当局は、クラウドコンピューティングのアプリケーションやサービスなど新技術の利用をめぐる法的確実性を向上させるべきである。法的確実性が向上することで、現行の情報保護レベルを維持しながらも、新技術の実用化開発を支援し強化することができるものと我々は考える。

WP-A / # 05 / EJ to EJ 気候変動と環境分野における協力

1. エネルギー利用効率を向上させる新技術開発のための協力体制

地球温暖化は世界規模の問題であり、日本とEU双方にとって政治的に優先順位が高い課題である。資源を節約し、今世紀中の地球温暖化を摂氏2度に抑えるために、今後数十年間、世界はエネルギーの生産・利用方法を大きく変更する必要がある。そのためには、炭素排出量を低減させるさまざまな解決策が必要になる。必要な排出量削減の多くは、家庭・企業・交通機関におけるエネルギーの利用効率を向上させることで実現する必要がある。多くのモノとサービスは、気候変動との闘いを含む環境改善に寄与することができるだけでなく、大きなビジネスチャンスを生み出す可能性がある。日欧の企業は排出量削減に向けた技術開発の最前線に立っている。ワーキング・パーティーは、日本とEUが協力して、こうした技術の発展と市場拡大に努めるべきであると提言する。この取り組みは、例えば、日本とEUが共通の



基準や検査手続きを持つことを通じて、あるいは企業相互の協力を促すことによって実施されるべきである。

2. CO2削減のためのインテグレートド・アプローチ

日本とEUの1人当たりのCO2排出量は依然として比較的高いが、地球全体の温暖化ガス排出量に占める割合は着実に低下している。日本もEUも、CO2排出削減に向けて野心的な目標を採択している。例えば、交通分野では、エンジン性能の向上に加えて、道路システムや交通の流れの改善、燃料品質向上、エコドライブ教育の実施、燃費効率の良い車への買い換えに対する政府補助金などの対策も重要である。自動車産業、燃料部門、政策担当者やドライバーなど、関係各方面のCO2削減努力を結集させるインテグレートド・アプローチが、目標達成のために最もバランスがとれた現実的な方法である。ワーキング・パーティAはこのアプローチを支持し、交通部門と他の部門が協力し、最低限の社会費用で最大限の削減を実現するように努めることを、日・EUの関係当局に対して要請する。

WP-A / # 06 / EJ to EJ

ベター・レギュレーションの徹底

ワーキング・パーティは、日本およびEUの政策担当者に対し、既存の規制ならびに今後制定される規制に関して双方が相互理解を深め、貿易障壁を生み出す行動を無意識のうちにとらないようにしなければならないと提言する。日本もEUも、立法作業の年間計画に関する情報をできる限り早い段階で交換し、規制に相違が生じたり新たな貿易障壁が生み出されたりすることが起こらないようにすべきである。さらには、対話を効率的に進めるために、日本とEUは法案の早期警戒システムに合意すべきである。

またEUと日本は、相互の経験から学び、グッド・ガバナンスの共通システムを採用するなど、ベターレギュレーションを推進するための合同戦略を策定しなければならない。現在、日本とEUの企業の見解は規制プロセスにおいて十分検討されているわけではない。透明性、早期段階における市民との協議、影響評価、市民に対する法案や行政措置の開示といった方法に基づくベターレギュレーションは、規制順守や行政負担全体のコスト削減につながる。これは日本およびヨーロッパ経済全体の利益となるだろう。

EU産業界から日本政府に対する提言

WP-A / # 07 / E to J
受け入れ

基準・製品認証の整合化と相互承認；可能な限りの国際基準の

日本政府は、欧州規格(EN)や国際標準化機構(ISO)規格の受け入れ、あるいはCEマーク製品の輸入に消極的な態度を示しているが、それによって新しい製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。ワーキング・パーティーは、消費者の健康と安全を守る必要性は尊重しつつ、日本政府に対し、基準・製品認証の整合化や、製品認証の相互承認を推進し、製品の輸入・販売・使用の申請手続きに関する規則を可能な限り相互承認するよう要請する。そうなれば、一方の市場で承認された製品は自動的にもう一方の市場でも販売、使用することが可能になる。ワーキング・パーティーは、日本政府に対して以下の事項に特に重点を置くよう提言する。

建設用製品

日本政府はEUの関係当局と協力して、すべての建築資材について日本農林規格(JAS規格)／日本工業規格(JIS規格)と欧州規格(EN)をすべて相互承認するよう努力すべきである。また、JAS／JIS規格の認定を求める外国検査機関の認定手続きを効率化すべきである。JAS／JIS規格の中にISO規格への参照を入れるだけでは、プロセスの効率化に十分役立っていない。

有機食品

日本政府はEUの関係当局と協力して、有機食品のラベル表示を相互承認するよう努力すべきである。現在、ヨーロッパで有機と認証され、日本国内でJASの要件を満たして有機とラベル表示されている製品は、日本に輸入されるたびに輸出国の大使館から追加の有機証明書を発行してもらう必要がある。ワーキング・パーティーは追加証明書の発行を不要にするよう要請する。

化粧品

EUの化粧品メーカーは日本での事業拡大を常に困難に感じている。これは日・EU間での原材料基準や認められる効能の違い、また日本特有の「医薬部外品」に関する承認手続きによるものである。ワーキング・パーティーが要請するのは、医薬部外品の承認に関する共通規則（認可原材料の開示、標準的な申請期間）、効能表現や広告に関する共通規則、使用が認められる原材料の共通ポジティブリスト、動物実験の代替案に関する共同基準、これらの確立である。

鉄道

日本の鉄道の3分の2はJR各社によって運営されており、残りの3分の1は80以上ののぼる私鉄各社によって運営されている。このことからJRの試験と承認基準が鉄道資材を日本に輸出するうえでの事実上の要件となっている。EUと日本の基準に大差はなく、EUの調査機関によって収集されたデータは日本でも妥当性を有するにもかかわらず、日本市場への輸出に際しては、同様の試験を再び行うことが求められる。これによりEU製品のコストは上がり、日本製品に対する競争力を弱めている。日本政府とEU関係当局は協力して、鉄道資材に関してEU機関による試験データと認証は日本国内でも有効とする（またその逆も同様）仕組みを構築すべきである。

医療機器

コストが高く厄介な承認プロセスのせいで、EUの医療機器の日本への輸出は限られたものとなっている。EUの医療機器メーカーの開発コストは、日本当局からの追加的臨床試験の要求によって増加する。日本の行き過ぎた基準と規制要件は、日本で医療機器の導入が遅れる「デバイス・ラグ」を生んでいるだけでなく、日本の不十分な診療報酬システムとも相まって、欧米で承認されている医療機器の約半数が日本で承認されていない「デバイス・ギャップ」をも生み出している。ワーキング・パーティーは日本政府に対し、医療機器分野の規制プロセスを簡素化し、EUの規制と調査させる努力を強めていくよう要請する。日本は、革新的な新製品をヘルスケアの国内市場に導入するのにかかる時間とコストを削減し、日本の規制を国際水準と一致させる必要がある。

したがって、日本政府には、特に以下の措置を講じることによって、より効率的な製品承認プロセスを確立することが求められる。

- a) 医療機器の認証プロセスを短縮する。外国臨床試験データの受け入れを進め、「医療機器の臨床試験の実施の基準 (Good Clinical Practice: GCP)」と「医療機器の製造管理および品質管理の基準 (Quality Management System: QMS)」の要件を国際基準と調和させる。当面の対策としてワーキング・パーティーが両政府に提言するのは、ISO 14155:2003 (及びその後続修正基準) と日本のGCPは、原則としてすべての医療機器臨床試験について相互受け入れ可能な基準であると公式に承認すること、そして、日本の責任当局 (医薬品医療機器総合機構 (PMDA) または第三者試験機関) とEUの認証機関が実施したQMS審査は原則として、どちらの市場で製造販売承認申請を行う場合にも、品質管理基準を満たしていることの証明に十分であると公式に認めることである。
- b) 日本のGCPと医薬品規制調和国際会議 (ICH) で定められたGCPの間の相違を解消する。

動物用医薬品

EUですでに認可されている動物用医薬品が日本で認可されるには、さらなる厳しい規制と不必要な試験が求められる。その結果コストが上がり、使用可能になるまでに遅れが生じている。こうした現状をふまえて、ワーキング・パーティーは以下のことを提言する。

- a) 日本政府は動物用医薬品の承認手続きを迅速化し、国内規制と国際基準を完全に調和させるため、可能な限りのあらゆる手段を講じるべきである。
- b) 日本、EU両政府は動物用医薬品の市場承認を相互に認めあうよう努力すべきである。これにはまず、「医薬品製造管理および品質管理基準(GMP)」の相互承認の実現が求められる。さらに動物用ワクチンに関する規制の整合化、統一GMP体制下での製品適合性の確保に向けた取り組みが求められる。

自動車

1998年、日本はアジアの国としては初めて「国連欧州委員会(UN-ECE)1958年車両等の型式認定相互承認協定」の加盟国となった。この協定は、ある加盟国でUN-ECE規制に沿った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の加盟国での試験を免除されると定めたものである。日本は現在、127のUN-ECE規制のうち40を採択している。したがって日本政府には、UN-ECE規制の採択を更に進め、相互承認がもたらす利益を拡大することでEUと日本双方の自動車輸出業者にかかる規制順守コストを削減することが求められる。

電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池車など新しい駆動技術が開発されている時代において、日本政府はEUと協力し、こうした環境にやさしい新技術の市場へのスムーズな導入を促す、国際的に調和した技術要件の確立に努めるべきである。

諸外国と比較して、日本では自動車の購入と所有に対して非常に高い税金が課されている。2011年度に実施が提案されている自動車税の包括的見直しの一環として、日本政府は以下を実施すべきである。

- 自動車取得税および重量税の撤廃
- 自動車関連の税構造の簡素化、および世界のベストプラクティスに合わせる形でのドライバーにかかる税負担全般の軽減
- 自動車の環境性能を評価する燃費および排気ガスに関して、国際基準と調和した検査基準の早期採択と実施

「軽自動車」に分類される小型車は、法律により最大車長3.4メートル、車幅1.48メートル、車高2メートル、エンジン排気量は660cc以下に制限されている。軽自動車に対しては、自動車関連税や自動車保険料、高速道路通行料が低めに設定されており、車庫に関する要件も緩和されているなど、さまざまな恩恵を受けている。軽自動車が享受しているこうした恩恵を継続させることは時代にそぐわず、軽自動車と、コンパクト車やサブコンパクト車との間の競争は歪められている。これらの小型車は、軽自動車と同様

の性能と仕様を有しているにもかかわらず、軽自動車の持つ特典は与えられていないからである。日本政府は課税制度の見直しを行う機会を利用して、財政面でも規制面でも、軽自動車と他の自動車を同等に扱うようにすべきである。

加工食品

加工食品に関しては、日・EU間の異なる基準と技術要件、それに輸入に関わる厄介な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本で使用が認められている食品添加物の種類が限られており、日・EU間に統一の基準がないことも、コストの上昇をまねき、EU輸出業者がスケールメリットを生かせていない原因である。また日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めていないため、適合検査に高いコストが発生する。以下に挙げた提言を押し進めることによって、EU輸出業者の日本市場における可能性は大いに高まるだろう。

- a) 日付表示、ラベル表示、栄養基準について、日本の基準と国際基準を調和させる。
- b) 認可食品添加物の種類を大幅に増やし、さらに承認プロセスも迅速化する。
- c) 食品添加物の適合評価の相互承認を実現させ、似かよった評価を繰り返すことによるコストを削減する。

9. ラベル表示に関する規則

「家庭用品品質表示法」とそれに付随する自主基準である「表示規定」により、日本で販売される家庭用品の表示方法は、極めて細かく規定されている。日本政府は明確な命令を発して、小売業者にフレキシブルな選択肢を与えるべきである。それによって小売業者は製品の質と安全性に全責任を負う一方、日本の消費者に世界各地から製品を供給できるようになる。しゃくし定規なラベル表示制度がEU企業に大きなコストをもたらす単純な例としては、家具の寸法表示が挙げられる。日本に輸出される家具の寸法は、センチではなくミリで表示するよう定められている。メートル法を使用している他の国々ではセンチ表示が一般的であるという事実にかかわらずこのような規則が存在するのである。

WP-A / # 08 / E to J

サービス分野における自由で開かれた競争の確保

ワーキング・パーティーは、日本のサービス市場において自由で開かれた競争が欠如しているという問題に日本政府が対処することを要請する。特に、政府は以下の措置を講じるべきである。

金融グループの業務統合に対する障害を取り除くこと。特に、ファイアーウォール規制の緩和を十分に遂行して、金融グループが日本国内でも海外の場合と同様に、組織を編成できるようにすべきである。

日本政府が郵政改革についてどのような方針を取ろうとも、日本には世界貿易機関(WTO)のルールを順守する義務があり、そのなかには「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」も含まれる。つまり、日本郵政とEU、または日本郵政と他の民間運送会社、銀行、保険会社を対等な競争条件に置くことが必要である。特に、

- a. 簡易保険事業については、資本、ソルベンシーマージン、課税、保険契約者保護資金に関して、他の民間保険会社と同じ要件を課すべきである。独占部門からの内部補助を阻止するための競争上のセーフガードが確立されるまで、新商品の導入や保険限度額引き上げなどを含む事業拡大には制限が必要である。また日本郵政は金融庁の管轄下に置かれ続けなければならない。これらの要求は十分に「政府調達に関する協定(GPA)」の範囲内にある。また日本郵政と同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。

日本郵政と民間運送会社には、同じ通関手続きを課すべきである。航空運賃、義務的関税、検疫、安全検査、またはそれらサービスにかかる費用の面で、日本郵政と民間運送会社には公正な競争機会が保障されなければならない。また郵便物の集配に使用される車両に対する駐車違反取締りに関しても、平等な対応がなされなければならない。

WP-A / # 09 / E to J 外国直接投資の促進

日本は世界第2位の経済大国でありながら、日本のGDPに対する対内外国直接投資額は、経済協力開発機構(OECD)加盟国のなかでも最も低い水準にとどまっている。日本政府は外国企業の日本国内への投資を促進するようなビジネス環境を作り出さなければならない。そのために、国内における日本企業同士の株式交換に適用されているのと同様に、国境を超える合併・再編によるキャピタルゲインに対しても課税繰り延べ制度が適用されるべきである。また日本政府は、外国企業にとって根本的な重要性を持つ規則が、事前の通知と協議を伴わずに変更されることのないように保証すべきである。これに関連しワーキング・パーティーは、日本政府に対して、日本において支店形態で事業を行う外国企業に対する法的確実性を確保するため、会社法第821条の見直しを含めたあらゆる手段を講じるよう要請する。

一般的な投資環境の改善は必須条件だが、さらに外国企業の日本市場への参入を促すには、規制改革が最も効果的である。自動車や機械部門のように外国投資に対する形式的障壁がすでに取り除かれている部門では、比較的高水準の外国投資が行われている。逆に外国投資の水準が低いのは、金融と医療の2部門である。日本の規制により、これらの部門で外国企業が事業を行うのは他の国々で事業を行なうよりずっと困難で、そのため、より大規模な事業を展開することはなく、現状の顧客に対応するための最低限の規模にとどまっている。医療部門に関しては、市場承認を相互に認め合うようにすることが投資を増大させる第一歩となるだろう。金融部門に関しては、金融サービスに適用される原則を相互に受け入れ、本国監督機関を主監督機関として相互に認めることが、投資を拡大するうえで大きな役割を果たすであろう。



WP-A / # 10 / E to J 模造品・海賊版・密輸品対策

日本では、個人使用を目的とする場合に限り模造品や海賊版の輸入が認められている。そのため、国外のインターネット・サイト上で販売されている模造品が日本国内へ流入しているが、こうした模造品は日本市場の要求に応じて製造されているものなのである。こうした2つの要因のせいで、残念ながら模造品の大規模な取引が行われている。日本政府は、模造品を扱うすべての取引を違法とし、外国の関連当局と協力して、模造品取引のウェブサイトを確実に閉鎖するように努める必要がある。

この他にも、日本の関連当局は、模造品と疑われる商品の情報を真正品の権利保有者が受け取るための手続きの改善・簡素化を進めるべきである。現在、真正品の権利保有者に対しては、取引を停止された製品、最大 10 品目に関する情報と写真が提供されるにすぎない（10 品目が同一製品である場合もこれに該当）。つまり、ほとんどの品目は、真正品の権利保有者自身が税関で確認しなければならないのである。

WP-A / # 11 / E to J 政府調達

日本政府は、政府調達市場への参入をより広く促すための取り組みを一層強めて行かなくてはならない。日本の政府調達市場の 80%以上が「政府調達に関する協定(GPA)」の適用外であるとの調査結果が示されている。¹この問題を解決する方法の一つは、一般競争入札の基準額を引き下げることである。現状では、500 万 SDR（訳注：邦貨換算額 7 億 5,000 万円）まで一般競争入札を免除されている事業部門もある。また輸送部門における「業務安全上の条項」の意味をより明確にすることも必要だろう。ワーキング・パーティーは日本政府に対し、すべての入札に関する窓口を一元化し、電子調達の導入も進めていくよう要請する。

WP-A / # 12 / E to J 航空・宇宙・防衛分野

1. 宇宙関連の問題

日本政府は、衛星打ち上げサービスを利用する日本の事業者に対して、打ち上げ契約の締結前に政府の承認を取得するよう求める宇宙事業法の制定を検討している。この法律では、日本政府が承認する信頼性ある打ち上げサービス提供者のみを利用することも求めるだろう。日本政府がこうした法律を制定する場合、公正かつ世界の慣行と一致したものにしよう、我々は要請する。フランスが 2008 年 6 月に制定した「宇宙活動に関する法律(Space Operations Act)」とその付則が定める法制度と可能な限り同様のものが望ましい。

¹ Copenhagen Economics, “Assessment of barriers to trade and investment between the EU and Japan”, 2009



日本の宇宙地上用装置の国際調達には、事実上、日本の納入業者それぞれに合わせて細分化されている場合が多い。総合的なシステムのほうが費用対効果は高く信頼性もあるため、これを除外すべきではない。

2. 民間航空機市場における対等な競争

EU の大型民間航空機は日本市場におけるプレゼンスが低い、日本の民間航空機も EU 市場に十分に参入できていない。日本・EU 両政府は、航空機市場における競争を促進し、自国の航空機市場への相手側の参入を相互に促すべきである。顧客の調達決定は競争に基づいてなされるべきであり、競争とは無関係の要因が決定に作用することがあってはならない。顧客、株主、納税者、および社会一般の利益のために、航空機製造業者や他の大手顧客に対しては、納入業者を幅広く分散させるよう促す必要がある。民間航空機の調達決定に対して不当な影響力が及ばないようにするために、航空機業界の協力体制は米国企業に偏重することなく、EU・日本間の協力を大幅に進める必要がある。

3. 防衛産業問題に関する EU・日本間の対話の実施

EU の防衛産業は非常に競争力の高い製品とサービスを提供しているが、これには最先端技術の移転がともなう場合が多い。また、日本は米国製機器との完全な相互運用性を基本的要件としているが、EU 製品はこうした日本の要件を満たしている。防衛関連の製品とサービスにおいて、EU・日本は相互の協力体制を大幅に拡充できる可能性がある。

EU も日本も、防衛予算緊縮の要求が高まるなか、ますます高度な脅威に立ち向かうという課題に直面している。そのため、EU と日本が協力体制を拡大すれば、双方にとって多大な利益がもたらされることは明らかである。こうした協力体制の強化をさらに促進するために、我々は以下を提言する。

- 日本と EU に共通の防衛問題について意見・経験を交換し、両者の協力推進によって何が障害となるのか確認するため、日本・EU 間で防衛産業政策対話を実施する。
- 日本の官僚は外国の防衛産業の現場を訪問して実状調査を行っているが、そのための予算の一部を EU 訪問に充当する。

日本の産業界からEU政府に対する提言

WP-A / # 13 / J to E EUの会社法政策

欧州委員会は、2008年6月、欧州非公開会社法に関する理事会規則の制定を提案した。提案によると、規則は2010年7月1日からの適用が意図されていた。欧州委員会は遅滞なくこれを採択すべきである。欧州非公開会社法は以下の点を実現すべきである。

- 多くの人にとって分かりやすく、制定が容易で、運用コストが安い
- 創立者と株主がその活動に最も適したやり方で組織できるような、十分な柔軟性がある
- EU全域で可能な限り共通

WP-A / # 14 / J to E 在欧邦人

1. 欧州委員会は、企業内転勤の範疇にある、EU加盟国以外の第三国の国籍者によるEU域内への入国および居住に関する指令案（COM（2010）378 final）を2009年7月に提出した。企業内転勤者（ICT）の異動を迅速かつ容易に実施できるこのような指令は、多国籍企業にとってEUの魅力を高めるうえで重要であると我々は考える。しかし、この指令を改善し、ICTとその家族の異動をさらに容易にすることが可能である。指令には以下の措置が含まれるべきであると考えます。

- 1) 管理職と専門職者について、指令案ではEUへの最長転勤期間が3年と定められているが、これを5年に延長すべきである（第16条3項）。
- 2) ICTは、ビザ要件の適用免除に基づき、赴任先へ入国後に就労許可証および居住許可証を申請することを認めるべきである。
- 3) ICTの配偶者に対して、当該国到着時に、労働権を自動的に付与するべきである。
- 4) 同化措置のICTへの適用は任意とすべきである。

2. 長期滞在者のステータスに関する指令2003/109/ECの加盟国導入は、期限を迎えてから5年以上経過している。同指令で義務付けられている第1回報告の期限は2011年1月23日であった。各加盟国における実施状況について、欧州委員会からの報告を期待する。

同指令2003/109/ECは、英国、アイルランド、デンマークには適用されない。したがって、EU圏で日本人人口が最も多い英国に滞在する日本人も、この指令の恩恵を受けることができない。日本人の長期滞在者が指令の恩恵を受けられるように、英国政府は行動を起こすべきである。



WP-A / # 15 / J to E

EU 特許および特許審査ハイウェイ

1. 2011年3月10日、一元的特許保護制度を実現するために、協力強化手続きの開始が欧州理事会で承認されたことを我々は歓迎する。我々はEUおよびその加盟国に対して、EU特許制度、「欧州およびEU特許裁判所(European and EU Patent Court)制度」を早急に採択・実施するよう要請したい。また、すべてのEU加盟国が、当初からこの制度に参加することを期待する。
2. 特許審査ハイウェイ(PPH)は、それに参加する各国の特許庁による特許審査を簡素化し、その質を向上させることを目的としている。この目的を達成するために、他の特許庁での審査結果を利用、共有化している。したがって、PPHは審査の迅速化、質の向上につながるため、特許出願人に非常に有利である。欧州特許庁(EPO)は、日本の特許庁(JPO)および米国特許商標庁(USPTO)とともに、PPHの試行を実施してきた。PPHは2008年からJPOとUSPTOの間で実施されている。我々はEU加盟国の特許庁に対してPPHへの参加を強く要請したい。

WP-A / # 16 / J to E

模造品・海賊版・密輸品対策

すべてのEU加盟国が域内・域外における模造品・海賊版・密輸品をより強力に取り締まるために、我々はEUに対して、執行指令の修正案など、必要な追加的措置を講じるよう求めたい。また、知的財産権侵害が疑われる物品に対する税関の対応、および同権利の侵害が確定した物品への措置を規定した理事会規則 Council Regulation (EC) No. 1383/2003 (2003年7月22日付)の実施も、EUに強く要請したい。加盟国のうち数カ国が、現時点でまだ実施していない。それらの国の関税当局は模造品の禁止に二の足を踏んでいるようである。すべてのEU加盟国がこの規則を実行に移すべきである。

要員や資金などが不足しているために、EU諸国の税関を通過する物品のうち、当局が検査をしているのはごく一部である。その結果、模造品の大半が税関をかいくぐってしまう。真正品を扱うメーカーや輸入業者に一層の協力を求め、より充実した製品情報を提供してもらったり、現場で検査官の訓練をするなどして、関税当局は検査の効率化と検査率の向上に努めるべきである。

真正品の輸入業者は模造品の保管・輸送・廃棄に必要な多額のコストを支払わなければならない。その結果、模造品対策を放棄してしまう企業も出る可能性がある。その一方で模造品は、健康上・安全上の問題を次々と引き起こしている。さらに税関で押収された模造品は、加盟国が廃棄するよう義務付けられており、それによってEU市場への流入を防いでいる。加盟国を通じて、EUは資金面の援助と無償での支援を導入すべきである。



WP-A / # 17 / J to E

EU 経済の競争力強化

1. 欧州 2020 と単一市場法(Single Market Act)

我々は EU の成長戦略「欧州 2020」を引き続き支持することを表明する。とりわけ、単一市場を再発進させるための欧州委員会の取り組みである「単一市場法(Single Market Act)」を支持する。

- 我々は、EU とその成長戦略「欧州 2020」にとっての単一市場の重要性を繰り返し述べたい。
- 単一市場の可能性が最大限に発揮されれば、成長と雇用機会を一層増大させることができる。と我々は考える。
- 国際的に調和した規制環境が欠けていることが、国際貿易の主要な障害であるとの欧州委員会の意見に我々は同意する。EU は規制緩和をさらに推し進め、国際的に共通な規制環境の創設に努めるべきであると我々は考える。
- EU は、単一市場法(Single Market Act)に明記された 50 の提案を 2012 年までに実現させるために、最大限の努力をすべきである。

2. オーディオ・ビジュアル製品と乗用車に課される高関税の是正

EU は、産業界の一部セクターの関税を高く維持することによってそのセクターを保護している。たとえば、オーディオ・ビジュアル製品には 14%、乗用車には 10%の関税を課している。ところがこれらのセクターで EU は、世界の主導的立場にあり、必要なのは保護よりもむしろ、競争を活性化するための刺激策である。このようなセクターの保護は、その国際競争力の向上にはつながらない。しかも、これらの製品の域内のユーザーや顧客だけが、保護による不当に高い価格を支払わされている。欧州委員会と加盟国は、こうした高関税の撤廃もしくは大幅引き下げを行うべきである。

3. 関税分類

関税分類は「統一システム条約(Harmonized System Convention)」の規則に従って行われなければならない、と我々は理解している。しかし、現行規則では、IT 製品と非 IT 製品の技術的な収れんが起きている電気・電子製品に関しては、明確な分類方法が示されていないことも事実であると考え。こうした現状ゆえ、解釈と分類がこれまでになく難解で複雑になっている。その結果、企業にとっての透明性、予見性、迅速性が損なわれている。企業の抱えるこうした懸念や困難さを認識し、情報技術紛争に関して昨年 8 月に世界貿易機関(WTO)の小委員会から出された報告書に基づき、IT 製品輸入に関わる予見性を高め、透明性を改善することが EU には求められている。この状況の改善が情報通信技術産業の発展に寄与するはずである。

オランダでは、最高裁判判決でトナー・カートリッジが化学製品として認定され、6%の関税が課されている。しかし、HN 関税分類では、トナー・カートリッジは複写機の一部であり関税は0%となっている。このような食い違いは早急に解消されるべきである。

4. 税制

4.1 共通連結法人課税基礎(CCCTB)

2011年3月16日に提出されたEUの共通連結法人課税基礎(CCCTB)の提案書を我々は歓迎し、CCCTBが迅速に採択されることを望んでいる。EU経済の競争力を高めるため、CCCTBは以下の点を実現すべきである。

- CCCTBを形成する企業グループ内では、営業権(のれん)に関わる未実現利益は非課税とする。
- CCCTBを形成する企業グループ内では、アームズレングスの原則を適用しない。
- CCCTBを形成する企業グループ内では、損益を相殺する。

4.2 合併に関する指令

合併に関する指令(90/434/EEC)が対象とする範囲を拡大し、再編による不動産および無形資産の移転を含むべきである。さらに、株式保有義務期間は撤廃すべきである。

4.3 EU移転価格文書化(EU TPD)

EU移転価格文書化(EU TPD)順守を促す十分なインセンティブを与えるために、企業がEU TPDを誠実に作成しかつ期限内に提出した場合には罰金を免除することを、EUとEU加盟国は約束すべきである。(罰金には、文書作成上の義務不履行に関わるもの、移転価格調整に関わるもの、調整に関わる金利への罰金などがある。)

EUとその加盟国は、誠実な企業と脱税をもくろむ企業を同等に扱うべきではない。EU TPDが誠実に作成された場合にも罰金を賦課すると、罰金を免れようとして企業が人為的に移転価格を設定し、単一市場に望ましくない歪みが生じる場合があるからである。

5. 競争政策

競争法違反の罰金の額を設定するに当たってはガイドラインが定められている。罰金額の設定方法を明確にすることを我々は求める。それによって、企業が不必要に委縮することを抑制し、さらには「リスボン戦略」が達成されることを期待する。

6. 欧州化学品規制(REACH)

欧州化学品規制(REACH)は2007年6月から施行されている。REACHが発効してから、企業や一般に向けたREACH関連情報提供など、業務の多くが欧州化学物質庁(ECHA)に移管された。

関係者すべての努力により、我々は昨年、第一回の登録期限を無事に迎えることができた。このことから、サプライチェーン全体での情報交換の重要性や困難さなど、非常に多くのことを我々は学んでいる。途上国で本規制が順守できるように、EU 政府が教育および能力開発のための対策をさらに講じるよう、我々は提言する。我々はまた、本規制の対応に関するサプライチェーンに途上国が含まれている場合は、一定のリードタイムや猶予期間の設定を検討するよう、EU 政府に要請する。

REACH 第 7 条(2)項に含まれる物質に関する通知は、2011 年 6 月から開始される。この規則を順守するために、我々はできる限りの努力をしている。REACH を足並みそろえて実施できるようにするために、EU に取りまとめ役を要請する。特に通知に関しては、現在作成中の ECHA のガイダンス文書に従ってほしい。

2011 年 2 月現在、見直しが行われている RoHS 指令（電子・電気製品にかかわる特定有害物質の使用制限に関する EU 指令）の改正案は、対象製品に CE マークを付けることを義務付けている。CE マークの義務付けを求める現行の RoHS 指令は、技術文書の提出を義務付けているが、これは大きな問題を引き起こすわけではない。データが特定製品について計測されたものであっても、一定の誤差の範囲内で、そのデータをすべての製品について使用することができるからである。しかし、改正案では原材料の均質性に基づくデータの提出を義務付けているため、それぞれの部品について原材料のロットが変わるたびにデータを計測・記録する必要がある。多くの部品で構成されている製品について、そのような手順をとることは不可能に近い。したがって、RoHS 指令の技術文書はデータそのものを目的とするのではなく、指令を順守させる制度として活用することを目的とすべきであると我々は主張したいのである。そうすることによって、業界に行き過ぎた義務を課さずに済むとともに、法律の現実的な運用が可能になる。

7. 消費者保護

EU では、消費者向け家庭用品の保証について統一された考え方があるが、加盟国の間ではその実施状況にかなりのばらつきがある。それは北欧諸国で顕著である。保証についての規制をさらに調和させることで、スケールメリットが働き、消費者に恩恵をもたらすことができるだろう。

現行の EU の消費者保護ルール、すなわち消費者保護に関する 4 つの現行指令——(i) 消費者製品の販売と保証 (99/44/EC)、(ii) 不当な契約条件 (93/13/EC)、(iii) 通信販売 (97/7/EC)、(iv) 訪問販売 (85/577/EC)——の見直しが、消費者の権利に関する指令のもとに行われている。新しい指令では、以下の点を配慮すべきである。

- 保証は 2 年に限定すべきである。
- 欠陥品を新品と交換するか、修理するかは、消費者ではなく販売者が行うべきである。
- 購入後 6 カ月以降は、たとえ保証期間内であっても、当初から欠陥があったことを立証する義務は消費者にある。

8. 環境・社会・ガバナンス(ESG)情報開示

CRS（企業の社会的責任）についての欧州委員会の方向性を、我々は全面的に支持する。特に、欧州委員会が次の2点について——ひとつはEU政策が域外へ与える影響、もうひとつは、持続可能な開発という共通の目標を達成するために、EUは諸外国と協力して企業に能力活用を働きかけているが、この協力においてEUが果たす役割——関心を高めたことを我々は評価している。また、欧州委員会はこのほど、環境・社会・ガバナンス(ESG)情報公開について利害関係者間の対話促進を通じて透明性を高めた。これについても我々は賛同する。

一方で我々が懸念しているのは、異なる規模、異なる事業セクター、異なる組織構造の企業に対して、たった1種類の主要業績指標に沿って定量化・報告することを義務付ける可能性がある点である。価値創造の推進力となるものは企業によって異なり、1種類のパラメータだけで表わすことは、ほとんど不可能に近い。

以上を踏まえて、欧州委員会に以下の提言をする。

- ESG情報開示については、型にはまらない方法を構築する。
- グローバルな枠組みの中でEU全体に適用できる方法を構築する。
- 企業の財務以外の情報を理解し、こうした情報も併せて企業評価を実施するように、投資家やアナリストなど情報の受け手に対して働きかける。

9. 新しい法的枠組み(New Legislative Framework)における市場監視

製品の販売に関する認定と市場監視の要件を定めた規則765/2008/EC(Regulation 765/2008/EC)と、製品の販売に関する共通の枠組みを定めた決定768/2008/EC(Decision 768/2008/EC)が2008年に採択された。同規則は2010年1月1日より適用されている。

同規則と決定は、現行のセクター別の法令に欠けている要素、すなわち認定と市場監視を扱い、補完している。現行の法令は、改正される際に、本決定に基づいて修正される。このいわゆる「新しい法的枠組み」の目的は、統合化された透明な市場監視と認定をすべての事業者に対して導入することである。本決定は、定義、事業者の義務、トレーサビリティに関する規定、セーフガード措置について定めている。加盟国当局は市場監視プログラムを策定し、2010年1月1日までに欧州委員会に通知することになっている。

我々は、市場監視の調和に向けて欧州委員会と加盟国がとっている全般的な方向性を支持する。市場監視の調和は、製品の公正な動きに向けた重要な一歩である。我々は欧州委員会と加盟国に対して、調和プロセスと各加盟国における市場監視の実施状況に関するすべての関連情報を公表するよう求める。さらに、市場監視を調和させる枠組みづくりに貢献できる機会を産業界に与えるよう、欧州委員会と加盟国に対して要請する。